資料編

1 用語解説

ア行

【育児・介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)】

育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的とした内容で、事業所の規模にかかわらず、すべての事業所に適用される。平成13 (2001) 年には、一部改正が行われ、子どもの看護休暇制度の導入、時間外労働の制限、転勤についての配慮などが盛り込まれた。さらに平成17 (2005) 年4月には、育児・介護休業対象労働者の拡大、育児休業期間の延長、介護休業の取得回数制限の緩和、子どもの看護休暇の創設等を盛り込み、改正法が施行された。

力行

【改正男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)】

昭和61 (1986) 年4月に職場での男女の雇用上の差別を是正していくために施行された法律で、平成11 (1999) 年4月には、同法の改正法が施行された。これまで募集・採用から配置・昇進・教育・訓練、定年・退職に至る雇用管理面において、女性労働者に対して男性と均等な機会、待遇の確保が努力規定とされていたものが、差別の禁止規定になるとともに、積極的差別是正措置の促進、違反企業名の公表、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する配慮義務などが盛り込まれた。平成19 (2007) 年4月には、性別による差別禁止の範囲の拡大、間接差別禁止規定の創設、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等を盛り込み、改正法が施行された。

【家族経営協定】

経営方針や役割分担、就業条件、収益配分などについて、家族の合意の もとに取り決めを文書で行うこと。

サ行

【ジェンダー】

「男は男らしく、女は女らしく」、とそれぞれの性によって期待される 行動や態度を成長する過程で身につけていく「社会的・文化的につくられ る性差」のことで、生物学的な性差(セックス)と区別して用いられる。 「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識の根本となって いる。

【性別役割分担意識】

「男は仕事、女は家庭」というように、性別によって適した役割や能力 があるとして、男女の役割を固定化する考え方や意識をいう。

【セクシュアル・ハラスメント】

性的いやがらせのこと。職場でのセクシュアル・ハラスメントは、相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事をする上で一定の不利益を与えたり、または、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることとし、「改正男女雇用機会均等法」の中で事業主の配慮義務を定めている。

セクシュアル・ハラスメントは、雇用の場だけでなく、学校や地域など でも起きている。

タ行

【ドメスティック・バイオレンス (DV)】

夫や恋人など親密な関係にある、またはあった男性から女性に対して振るわれる暴力をいう。夫や恋人からの暴力は、女性の人権を著しく侵害する社会的な問題であるとともに、男女間の固定的役割分担、経済力の格差、

男尊女卑意識の残存などわが国の男女が置かれている状況等に根ざした 構造的問題でもあり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重 要な課題である。

【DV防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)】

配偶者(事実上の婚姻関係にある男女を含む)からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律で、平成13(2001)年4月に成立した。平成16(2004)年12月には、それまでの保護命令などでは対応できない事例が多くみられたこともあり、保護命令の対象を元配偶者に拡大するとともに、被害者の子どもへの接近禁止命令制度の創設や退去命令の期間を延長することなどを柱とした改正法が施行された。

ナ行

【21 世紀職業財団】

女性労働者、子の養育または家族の介護を行う労働者及び短時間労働者 の能力発揮のための雇用管理の改善、労働者の仕事と生活の両立のための 支援等の諸事業を行うことにより、企業における良好な雇用環境の整備及 び女性労働者等の福祉の増進を図るとともに、経済社会の発展に寄与する ことを目的としている財団。

ラ行

【リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)】

平成6 (1994) 年のカイロの国連会議(国際人口・開発会議)で国際的 承認を得た考え方。ここでいう健康とは、単に病気でないことではなく、 身体的、精神的、社会的に良好な状態をいう。安全な性生活を営み、子ど もをいつ何人産むか、または産まないかなどについて、当事者である女性 が選択し、自ら決定する権利のことをいう。

ワ行

【ワーク・ライフ・バランス】

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を 自分の希望するバランスで実現できる状態のこと。

平成19 (2007) 年12 月に決定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされている。

2 プラン策定の経過

| 年月日 | 開催内容 |
|---------------------|-------------------------------------|
| 平成 20 年 6 月 26 日 | 男女共同参画推進委員会及び 男女共同参画推進部会 合同会議 開催 |
| 6 月 26 日 | 第1回 関市男女共同参画懇話会 開催 |
| 7 月 29 日 | 庁内ヒアリングの実施 |
| 7 月 30 日 | 庁内ヒアリングの実施 |
| 9 月11日 | 第2回 関市男女共同参画懇話会 開催 |
| 9 月11日 | 第2回 関市男女共同参画推進部会 開催 |
| 10月 5日 | 男女共同参画に関する中高生インタビューの実施 |
| 12 月 11 日 | 第3回 関市男女共同参画懇話会 開催 |
| 12月11日 | 第3回 関市男女共同参画推進部会 開催 |
| 平成21年1 月16日 ~2 月16日 | パブリックコメントの実施 |
| 1 月 26 日 | 男女共同参画に関する子育て中の保護者インタビューの実施 |

3 男女共同参画懇話会設置要綱及び名簿

関市男女共同参画懇話会設置要綱

(設置)

第1条 関市男女共同参画プラン策定及び推進に向けての提言を行うため、 関市男女共同参画 懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 男女共同参画プランの提言に関すること。
 - (2) その他市長が必要と認めること。

(構成)

第3条 懇話会は、市長が委嘱する13人以内の委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補 欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の内から市長が指名する。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集する。委員の委嘱後最初 の懇話会は、市長が招集する。
- 2 会議の議長は、会長とする。ただし、会長が出席できないときは、副会 長がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第7条 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を

聴くことができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、市長公室企画政策課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、 会長が定める。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

関市男女共同参画懇話会委員名簿

| 氏名 | 所属 ・職名 | 備考 |
|--------|--------------|-----|
| 浅野 欽一郎 | 商店街連合会会長 | 副会長 |
| 上野 美代子 | 関市地域女性の会連合会 | |
| 江崎 久夫 | 洞戸地域の市民 | |
| 片桐 妙子 | 公募委員 | |
| 小池 芳枝 | ぎふ女性大学第1期生 | |
| 後藤 晶子 | 公募委員 | |
| 武井 泰 | 岐阜医療科学大学講師 | |
| 福田 弘子 | 武儀地域の市民 | |
| 奥村 陽子 | 関市小中学校校長会 | |
| 松田 一浩 | 関青年会議所 | |
| 松野 裕子 | 中部学院大学短期学部教授 | 会長 |
| 柘植 和正 | 関公共職業安定所 | |
| 山田 俊文 | 関商工会議所 | _ |

(敬称略・五十音順)

4 男女共同参画懇話会提言書

「第2次せき男女共同参画まちづくりプラン」において推進すべ き施策について (提言書)

関市男女共同参画懇話会は、男女共同参画社会の形成に向けて関市が「第2次せき男女共同参画まちづくりプラン」を策定するにあたり、プランに盛り込むべき内容を検討してまいりました。

近年、少子高齢化の進展や個人の価値観の多様化など、私たちを取り巻く 社会経済情勢はめまぐるしく変化しています。このような中、活力ある地域 社会の形成のためには、男女共同参画社会の実現が喫緊の課題であるとされ ています。

しかしながら、人々の中には、未だ固定的な性別役割分担意識が根強く存在し、社会の慣習、制度などとあいまって、男女共同参画社会の実現を困難にしているのが現状です。

当懇話会におきましては、このような状況における市の現状と課題を見極め、今後、市が取り組むべき基本的方向を明らかにするため討議を重ね、このほど提言書として取りまとめました。

関市がこの提言の内容を十分に踏まえて、男女共同参画社会の形成に向けた実効性のあるプランを策定し、市民、団体及び事業者等との協働のもとに、 積極的に施策を展開し、男女共同参画社会の早期実現をめざすよう提言します。

> 平成 20 年 12 月 11 日 関市男女共同参画懇話会 会長 松野 裕子

男女共同参画まちづくりに関する提言

【家庭について】

提言1 男性が積極的に家庭生活に参画できるよう「男性介護講習会」を継続して実施してください。

【地域について】

- 提言2 男女ともに参加できる人権意識を高める学習の場を、市中心部のみでなく各地域においても充実してください。
- 提言3 各地域に密着して活躍できる「さんかくサポーター」が増加するように、啓発してください。
- 提言4 自治会、各種団体、地域活動において、積極的な女性の参画ができるように女性リーダーの養成を充実してください。

【学校について】

提言 5 若い世代の望まない妊娠や性感染症などの問題を防ぐために、学校 において児童生徒の発達段階に合わせ、自分を大切にする正しい性 教育を推進してください。

【啓発について】

提言 6 全市的に男女共同参画推進の機運を高められるよう、ポスターの作成など市民へのPR活動、周知を強化してください。また、市民との協働により広報活動を活発に行ってください。

【就業機会の充実について】

- 提言7 男女ともに、起業について学べる場を充実してください。
- 提言8 チャレンジ支援を踏まえ、市役所職員の採用の年齢制限を上げるなど、行政が率先して行動してください。

【女性の方針決定過程への参画について】

提言 9 審議会や委員会の委員の選出にあたっては、公募制を積極的に導入 してください。

【男女共同参画コーナーについて】

提言 10 市民との協働により、わかくさ・プラザ情報学習館内の男女共同参 画コーナーの充実を図ってください。

【DV防止について】

提言 11 関市において、DV防止基本計画の策定を検討してください。

【男女共同参画条例について】

提言12 関市において、男女共同参画条例の制定をしてください。

【第2次せき男女共同参画まちづくりプランの進捗管理について】

- 提言 13 分かりやすい事業目標値を定め、市民に公表をしながら進捗管理を 行ってください。
- 提言 14 時代の変化に対応し、かつ、前期(平成 25 年度)目標数値及び後期(平成 30 年度)目標数値により、計画の見直しを行ってください。

【女性相談窓口について】

提言 15 男女共同参画やDV (夫婦間、恋人間) に関する専門相談窓口を市 行政として設置してください。特に、若年層のDV相談のため、家 庭児童相談室ではなく、女性相談窓口を設置して相談業務を行って ください。

【市行政の男女共同参画の推進について】

提言 16 市民の手本となるよう市役所内部の意識改革を図り、積極的に男女 共同参画の理念が反映された施策を推進してください。

【ワーク・ライフ・バランスについて】

提言 17 ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の理念を普及させ るために、市民や事業所などに広く周知してください。

5 関市男女共同参画推進委員会兼プラン策定委員会名簿

任期: 平成20年4月11日~平成21年3月31日

【推進委員会兼プラン策定委員会】

| 区分 | 職名 | 氏 | 名 |
|------|-------------|----|-----|
| 委員長 | 副市長 | 森 | 義次 |
| 副委員長 | 市長公室長 | 村井 | 由和 |
| 委 員 | 民生福祉部長 | 小島 | 昭二 |
| | 環境経済部長 | 長瀬 | 卓男 |
| | 教育委員会事務局長 | 浅野 | 澄生 |
| | 市長公室次長兼広報課長 | 青山 | 雅紀 |
| | 秘書課長 | 篠田 | 嘉弘 |
| | 福祉政策課長 | 山口 | 正二 |
| | 子育て支援課長 | 大平 | 秀孝 |
| | 高齢福祉課長 | 長屋 | 勉 |
| | 養護訓練センター所長 | 山田 | 潤子 |
| | 田原保育園長 | 小島 | 英子 |
| | 市民健康課長 | 服部 | 哲久 |
| | 商業観光課長 | 坂井 | 一弘 |
| | 学校教育課主幹 | 長瀬 | 秀子 |
| | 図書館長 | 安田 | 由美子 |

【推進部会兼研究部会】

| 区分 | 課名 | 職名 | 氏 名 |
|--------|---------|------|--------|
| リーダー | 市民課 | 課長補佐 | 平田 尚 |
| サブリーダー | 議会事務局 | 課長補佐 | 山田 雅恵 |
| | 工業振興課 | 課長補佐 | 大桑 哲生 |
| メンバー | 秘 書 課 | 課長補佐 | 井上 敬一 |
| | 広 報 課 | 課長補佐 | 山下 清司 |
| | 福祉政策課 | 課長補佐 | 西部 成敏 |
| | 子育て支援課 | 課長補佐 | 大野 雅子 |
| | 高齢福祉課 | 課長補佐 | 亀山 栄子 |
| | 保健センター | 主任主査 | 武藤緑 |
| | 国保年金課 | 課長補佐 | 市原 好美 |
| | 農務課 | 主任主査 | 羽田野 豊子 |
| | 商業観光課 | 主査 | 池田 明 |
| | 都市計画課 | 課長補佐 | 二俣 幸二 |
| | 水道課 | 主任主査 | 中村 淳代 |
| | 学校教育課 | 課長補佐 | 猿渡 恵美子 |
| | 生涯学習課 | 主任主査 | 島田 美佳 |
| | 図書館 | 課長補佐 | 林 茂行 |
| | スポーツ振興課 | 主事 | 平田 直秀 |

【事務局:企画政策課】

| 職名 | 氏 名 |
|------|--------|
| 課長 | 岡田 誠 |
| 課長補佐 | 森川 哲也 |
| 主任主査 | 遠藤 真理子 |
| 係長 | 山田 和伸 |

6 関連法令·計画等

1 男女共同参画社会基本法

目次

前文

第1章 総則(第1条-第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条 一第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条— 第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同 参画社会の実現を21世紀の我が国社会を 決定する最重要課題と位置付け、社会の あらゆる分野において、男女共同参画社 会の形成の促進に関する施策の推進を図 っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則 (目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女を共同参画社会の形成に関し、基本理の活国、地方公共団体及び国国、地方公共団体及び国国、カ青務を明らかにするとともに、男女

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

共同参画社会の形成の促進に関する施 策の基本となる事項を定めることによ り、男女共同参画社会の形成を総合的 かつ計画的に推進することを目的とす

(定義)

- 第2条 この法律において、次の各号に 掲げる用語の意義は、当該各号に定め るところによる。
 - 一 男女共同参画社会の形成 男女が、 社会の対等な構成員として、自らの 意思によって社会のあらゆる分野に おける活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経 済的、社会的及び文化的利益を享受 することができ、かつ、共に責任を 担うべき社会を形成することをいう。
 - 二 積極的改善措置 前号に規定する 機会に係る男女間の格差を改善する ため必要な範囲内において、男女の いずれか一方に対し、当該機会を積 極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることをの他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行について の配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当た、 性別による固定的な役割分活動のと 世別による固定的な役割分活動のより して、男女立でない影響を及所成と により、男女共同を をの形成と限 により、男女共同を をの形成と により、男となるにおける をの形成と とないがあること かあること があるとと があるとはける活動の があるない。 があるにおける活動のの ががなの社会におけできる があるなければなら にたする がのです影響を ののとするように配慮されなければなら ない。

(政策等の立案及び決定への共同参 画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男 女が、社会の対等な構成員として、国 若しくは地方公共団体における政策又 は民間の団体における方針の立案及び 決定に共して参画する機会が確保さ れることを旨として、行われなければ ならない。

(家庭生活における活動と他の活動の 両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かできるようにすることを行うことができるようにするない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進 が国際社会における取組と密接な関係 を有していることにかんがみ、男女共 同参画社会の形成は、国際的協調の下 に行われなければならない。

(国の青務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の青務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の青務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
 - 2 政府は、毎年、前項の報告に係る 男女共同参画社会の形成の状況を考慮 して講じようとする男女共同参画社会 の形成の促進に関する施策を明らかに した文書を作成し、これを国会に提出 しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成 の促進に関する基本的施 策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一総合的かつ長期的に講ずべき男女 共同参画社会の形成の促進に関する 施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共 同参画社会の形成の促進に関する施 策を総合的かつ計画的に推進するた めに必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議 の意見を聴いて、男女共同参画基本計 画の案を作成し、閣議の決定を求めな ければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による 閣議の決定があったときは、遅滞なく、 男女共同参画基本計画を公表しなけれ ばならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本 計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本 計画を勘案して、当該都道府県の区域 における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に 掲げる事項について定めるものとする。
 - 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府 県の区域における男女共同参画社会 の形成の促進に関する施策を総合的 かつ計画的に推進するために必要な 事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及 び都道府県男女共同参画計画を勘案し て、当該市町村の区域における男女共 同参画社会の形成の促進に関する施策 についての基本的な計画(以下「市町 村分女共同参画計画」という。)を定 めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男 女共同参画計画又は市町村男女共同参 画計画を定め、又は変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければなら ない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策又 は男女共同参画社会の形成に影響を及 ぼすと認められる施策についてでといる の処理のために必要な措置及び性別に よる差別的取扱いその他の男女よっ害 当社会の害された場合における被害する 人権が侵害された場合における被害者 の教済を図るために必要な措置を講じ なければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成 を国際的協調の下に促進するため、外 国政府又は国際機関との情報の交換そ の他男女共同参画社会の形成に関する 国際的な毎五協力の円滑な推進を図る ために必要な措置を講ずるように努め るものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する 男女共同参画社会の形成の促進に関す る施策及び民間の団体が男女共同参画 社会の形成の促進に関して行う活動を 支援するため、情報の提供その他の必 要な措置を講ずるように努めるものと する。

第3章 男女共同参画会議 (設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。) を置く。

(所堂事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつか さどる。
 - 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第3項に規定する事項を処理 すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会 の形成の促進に関する施策の実施状 況を監視し、及び政府の施策が男女 共同参画社会の形成に及ぼす影響を 調査し、必要があると認めるときは、 内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、 意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以 内をもって組織する。

(議長)

- 第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって 充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって 充てる。
 - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規 定する議員の総数の10分の5未満であ ってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第2号の議員の任期 は、2年とする。ただし、補欠の議員 の任期は、前任者の残任期間とする。 2 前条第1項第2号の議員は、再任
 - されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、 関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、 意見の開陳、説明その他必要な協力を 求めることができる。
 - 2 会議は、その所掌事務を遂行する ために特に必要があると認めるときは、 前項に規定する者以外の者に対しても、 必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会 議の組織及び議員その他の職員その他 会議に関し必要な事項は、政令で定め る。

> 附 則(平成11年6月23日法律 第78号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成 11 年 7 月 16 日法律 第 102 号) 抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号) の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (施行の日=平成13年1月6日)

一略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並び に第 30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

- 第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
 - 一から十まで一略

十一 男女共同参画審議会 (別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定する もののほか、この法律の施行に伴い必 要となる経過措置は、別に法律で定め る。

> 附 則 (平成 11 年 12 月 22 日法律 第 160 号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する

(以下略)

2 男女共同参画基本計画(第2次)概要

(平成 17 年 12 月 27 日閣議決定)

1. 基本的考え方

第1次基本計画期間中の取組を評価・総括し、新しい基本計画を策定。めざすべき 将来像にも留意。

2. 男女共同参画基本計画の基本的考え方と経緯等

(1) 男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法第13条に基づき男女共同参画基本計画を策定。

(2) 第1次基本計画策定後の主な取組

平成13 (2001) 年に男女共同参画会議、男女共同参画局を設置。男女共同参画会議 において、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針等の調査審議、男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視及び政府の施策が男女共同 参画社会の形成に及ぼす影響の調査を実施。

(3) 男女共同参画基本計画改定の経緯

平成16 (2004) 年7月、内閣総理大臣より男女共同参画会議に対し、男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方について諮問。平成17 (2005) 年7月、「男女共同参画基本計画改定にあたっての基本的な考え方ー男女がともに輝く社会へー」を答申。同答申を踏まえ、政府において男女共同参画基本計画を改定。

3. 男女共同参画基本計画(第2次)の構成と重点事項

(1) 男女共同参画基本計画(第2次)の構成

第1部:男女共同参画基本計画の基本的考え方と構成、重点事項

第2部:12の重点分野毎に、施策の目標、施策の基本的方向(平成32(2020)年まで)、 具体的施策(平成22(2010)年度まで)を記述。平成22(2010)年度には、計画全体 について見直しを行う。

第3部:総合的・計画推進のための体制の整備・強化

(2) 男女共同参画基本計画(第2次)の10の重点事項

①政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

平成32 (2020) 年までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待し、各分野における取組を促進する。その際、ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM) が平成17 (2005) 年において80か国中43位であり改善が進んでないことも踏まえ、管理職への女性の登用などにつき、それぞれの分野における達成状況を常に検証しつつ施策を進める。

②女性のチャレンジ支援

チャレンジしたい女性が、いつでも、どこでも、誰でもチャレンジできるよう、女性のチャレンジ支援策を更に推進する。その際、女性のチャレンジの実態を把握する。

ための指標の開発と普及を行う。また、いったん家庭に入った女性が再チャレンジ(再 就職、起業等)したい場合の支援策を充実する。さらに、育児等を理由に退職した者 が再就職する場合に、正社員も含めて門戸が広がるよう、企業等の積極的な取組を促 す。

③男女雇用機会均等の推進

雇用分野において実質的な男女の均等を確保するための方策についての検討結果を 踏まえ適切に対応し、更なる男女雇用機会均等の推進を図る。

④仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し

男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を 形成していくことは重要である。仕事と家庭・地域生活の両立支援策を推進するため、 特に男性も含めた働き方の見直しを大幅かつ具体的に進める。短時間正社員など公正 な処遇が図られた多様な働き方の導入をめざす。公務員については、常勤の国家公務員 に育児・介護のための短時間勤務制度を導入する。

また、短時間労働者への厚生年金の適用のあり方について、検討を進める。

⑤新たな分野への取組

新たな取組を必要とする分野(科学技術、防災(災害復興を含む)、地域おこし、まちづくり、観光、環境)における男女共同参画を推進する。

⑥男女の性差に応じた的確な医療の推進

生涯を通じた健康の保持増進を図るにあたり、性差に応じた的確な医療である性差 医療を推進する。

⑦男性にとっての男女共同参画社会

男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の 参画を重視した広報・啓発活動を推進する。

⑧男女平等を推進する教育・学習の充実

学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、生涯学習社会の形成を促進するための施策を講じることを通じて、平成27(2015)年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消することを達成目標としている平成12(2000)年のミレニアム国連総会で合意された「ミレニアム開発目標」の実現に努める。

⑨女性に対するあらゆる暴力の根絶

社会的知識の徹底等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、 暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。

⑩本計画に掲げた分野を含むあらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現をめざす。

7 セルフチェックシート

□ 葬式での喪主は男性がすべきである

あなたは次のようなことについてどう思いますか?チェックしてみましょう。

| 冢侹 | <u>EC</u> |
|----|--------------------------------|
| | 男性が洗濯物を干したり、ゴミだしをする姿には違和感がある |
| | 男性は仕事が大変なので、家事や買い物を分担しなくてよい |
| | 親の介護は女性(妻や娘)がすべきだと思う |
| | 母親が家事・育児に専念した方が子どもにとってもよい |
| | 女の子は優しく、男の子はたくましく育てるべきだ |
| | 男性が働き、妻や子どもを養うのは当然だ |
| 職場 | े ल |
| | 来客用のお茶は女性が出した方が印象がよい |
| | 男性が育児休業をとってまで子育てする必要はない |
| | 女性は子どもが生まれたら勤めをやめ、育児に専念すべきだ |
| | 子ども服や生活雑貨の売り場の担当は女性が適している |
| | 営業は接待能力が要求されるので男性に向いている |
| | 課長・部長などの役職への昇進は女性より男性の方が適している |
| | 女性の上司の下では男性は働きにくいと思う |
| | 自分の意見をハッキリ言う女性はつい敬遠してしまう |
| 地域 | <u>रेल</u> |
| | 地域などの行事で料理やお茶だしは女性が担当するのがよい |
| | 地域の会合での席順は男性が上座、女性が下座にすわる風潮がある |
| | 自治会の会合は一家を代表して男性が出席するべきである |
| | 自治会の大事なことを決めるのは、男性だけでよい |
| | 自治会長は当然男性がすべきだ |

日常の小さな出来事の積み重ねをもう一度見つめ直してみましょう。当たり前と見過ごしている事の中に、性別を理由とした不合理な取扱いや固定的な見方が潜んでいることがあります。多様な考え方を尊重し、だれもがのびやかに個性や能力を発揮できる社会をつくるために、まずあなたの意識から変えていきましょう。

第 2 次 せき男 女 共 同 参 画 まちづくりプラン

平成 21 年 3月

発行 関 市

編集 関市市長公室企画政策課

岐阜県関市若草通3丁目1番地

 $\begin{array}{l} \text{TEL} : 0575 - 22 - 3131 \\ \text{FAX} : 0575 - 23 - 7744 \end{array}$